平成２１年（フ）第５６号
徳島県海部郡海陽町奥浦字脇ノ宮87番地１
債務者　池田　幸久
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２号
徳島県三好市池田町州津藤ノ井419番地、前住所香川県丸亀市田村町1722番地10
債務者　髙橋　　進
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第９号
愛媛県今治市小泉５丁目11番19号
債務者　伊藤　真理
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１９６号
福岡県嘉麻市上臼井1934番地
債務者　星野須賀子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９２号
北九州市門司区東門司２丁目11番８―303号
債務者　中野　直敏
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７３号
福岡県飯塚市口原376番地３　サンコーポラス嶺田２棟206号
債務者　川端　裕次
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７４号
福岡県飯塚市口原376番地３　サンコーポラス嶺田２棟206号
債務者　山本マスヱ
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１号
福岡県田川郡添田町大字添田1052番地
債務者　的場　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３０号
宮崎県日向市曽根町１丁目110番地
債務者　三樹　直之
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第８６６号
鹿児島県鹿児島市石谷町1920番地58
債務者　橋口タミ子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市花尾町928番地３
債務者　山下　美和
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市郡元町13番15号　ロイヤルハイム303号
債務者　梅田　安宏
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県鹿児島市魚見町152番地１
債務者　永田　宗行
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４号
鹿児島県大島郡徳之島町諸田876番地２
債務者　宮上　雅美
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４５０号
兵庫県明石市山下町６―11―403
債務者　津田　義喜
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
兵庫県明石市山下町６―11―403
債務者　津田　智子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
兵庫県明石市硯町２丁目６―42グリーンマンションⅠ―104号
債務者　髙木　泰彦
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係